

国際人権 A 規約第 13 条問題特別委員会のこれまでの取り組み

大学評価学会では、設立当初から「国連社会権委員会 2006 年問題特別委員会」を設置し、学費問題に取り組んできました。この委員会は現在「国際人権 A 規約第 13 条問題特別委員会」と改称し、研究活動と関係機関への要請を進めています。

【国際人権 A 規約第 13 条の会との共同での要請行動】

(『大学評価学会通信』第 24 号 2010 年 6 月 掲載記事)

【「無償教育の漸進的導入」に関する韓日米共同声明】

2004 年に設立された私たち大学評価学会（日本）は、「国際人権 A 規約第 13 条問題特別委員会」を設けて「無償教育の漸進的導入」に係る活動を様々に展開してきた。

- 1) 国際人権 A 規約第 13 条には、(a)義務教育は無償であるとともに、(b)中等教育及び(c)高等教育にあっても「無償教育の漸進的導入」に努めるべきことが明記されている。しかし、日本政府は、1979 年の批准から今日に至るまで(b)(c)項を留保したままである。日本政府は国際人権 A 規約第 13 条(b)(c)項の留保をすみやかに撤回し、高等教育においても「無償教育の漸進的導入」を推進すべきである。
- 2) 日本の高等教育予算は GDP 比率 0.6%に過ぎず、OECD 参加国の中で韓国とともに最低レベルである（OECD 資料 2010 年）。現在、大学授業料は国立校で約 54 万円、私立校で平均 85 万円であり、入学金や生活費等を合わせると一人年額 100～200 万円にもなっている。年収の低い家庭においては、大学進学を諦めたり、合格しても中途退学したり、アルバイトで授業に出られない学生が増えている。にもかかわらず、更なる大学学費の値上げと受益者負担の徹底が目論まれている。日本政府は、高等教育に果たす国の責任を明確にし、高等教育予算をまずは OECD 国の平均である GDP 比率 1.2%に上げるべきである。そして、授業料を思い切って半額に値下げし、給与型奨学金を復活するなどして、家庭の経済的地位にかかわらず、学ぶ意思ある全ての者に大学の門戸を開き「学ぶ権利」を保障すべきである。

2012.3.2. 大学評価学会「国際人権 A 規約第 13 条問題特別委員会」

【意見書・要請書・声明文】

- 2004 年 6 月 「『2006 年問題』に関する文部科学省への要請書」
- 2007 年 7 月 「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約・政府報告に関する意見」
- 2010 年 3 月 内閣総理大臣宛「国際人権 A 規約の 13 条 2 項 C の留保撤回に関する要請書」
- 2012 年 3 月 「『無償教育の漸進的導入』に関する韓日米共同声明」(↑上記声明文参照)

【関連論文・記事等】

- 田中昌人「文部科学省を訪問して」(『大学評価学会通信』第 2 号 04 年 7 月)
- 2006 年問題特別委員会「12.6 懇談・要請についての報告」(『学会通信』第 2 号 05 年 2 月)
- 「13 条の会と大学評価学会特別委員会が共同で要請行動を行いました」(→右記事参照)
- 細川孝「高等教育までを含めた『無償教育の漸進的導入』を進めよう—高校授業料の実質無償化は『無償教育』に向けた第一歩—」(『ねっとわーく京都』2010 年 6 月号)

13条の会と大学評価学会特別委員会が共同で要請行動を行いました

2010年3月15日(月)、国際人権A規約第13条の会(13条の会)と大学評価学会・国際人権A規約第13条問題特別委員会(大学評価学会特別委員会)は、2団体で共同して、「高等教育における無償教育の漸進的導入」の問題で関係機関への要請行動を行いました。要請先は、内閣総理大臣と文部科学大臣であり、民主党幹事長室と文部科学大臣政務官を訪問し、要請文を手渡しました。

民主党幹事長室では、文部科学省担当の広野ただし副幹事長が応対してくださり、約30分にわたって懇談しました。副幹事長からは、「財政的に困難な状況なもとで、まずは高校教育から実質的に無償化に着手したところである」「要請の趣旨は政府にしっかりと伝える」などの発言がありました。参加者は、「2010年度予算案では、高等教育予算を充実させていく展望が見えない」「若者を励ますような姿勢を明確に示してほしい」「学生や父母の経済的困難は深刻さを増しており、まったなしの状況である」などと述べ、「留保」の撤回と、高等教育予算の増額、「無償教育の漸進的導入」の推進を強く求めました。

文部科学大臣への要請では、高井美穂政務官が対応してくださり、執務の合間の慌ただしい時間でしたが、約20分間懇談することができました。政務官からは、「給付型の奨学金を前向きに検討していきたい」「財政支出を増額していくためには、国民が納得してくれる高等教育の質が求められている」「外務省からは、中等教育に関する13条2項(b)のみ『留保』を撤回する案も出されているが、われわれとしては(c)を含め前向きに考えていきたい」などと、率直な見解が示されました。政務官との懇談では、限られた時間の中でしたが、高等教育のあり方についても突っ込んだ意見交換が行われました。

このほか、要請行動の合間に、文部科学省の記者クラブで記者会見を行い、マスコミ各社に対し、要請行動の趣旨と「高等教育における無償教育の漸進的導入」の重要性を伝えました。参加した記者からも質問が寄せられました。また、参議院文教科学委員会委員の藤谷光信議員を訪問し、懇談しました。

ここで少し個人的な印象を、2点に限って述べさせていただきます。まず、今回の要請を通じて、新政権が誕生したとはいえ、そして、国際人権A規約第13条2項(b)(c)の「留保」撤回を公約した政党が国会で多数を占めているとはいえ、これを実現させるには、わたしたちの運動と研究が重要であるということを感じたということです。

そして、高学費政策を転換させ「無償教育の漸進的導入」を推進していくだけでなく、「競争的な教育」を転換させていく課題を正面に据えることの重要性です。受益者負担論と自己責任論は一体的なものであり、この両者を克服していくことが必要です。「お金をかけても学ばない人間がいる。だから、税金は使えない」がごとの論調がありますが、子どもたち、若者が苦しんでいる現状を社会的に捉えることが大切です。教育を権利としてとらえるとともに、社会との関係でとらえていくことの重要性を改めて感じました。

今回の要請行動には、13条の会から代表の三輪定宣さん(千葉大学名誉教授)、碓井敏正さん(京都橋大学)ほかが参加しました。大学評価学会特別委員会からは、特別委員会代表の重本直利さん(龍谷大学)ほかが参加しました。

要請行動が実現するに際しては、水岡俊一参議院議員および種田豊秘書のご協力を得ました。記して御礼申し上げます。

(文責:細川孝(13条の会運営委員会代表))